

令和7年度総合支所イントラネットワーク通信機器更新業務賃貸借仕様書

1 内 容

各総合支所及び同出先拠点で利用中の一部の通信機器が、期限満了となるため、機器更新を行う。

2 物品要件等

当該機器の要件とその売主及び売主からの調達金額については以下のとおりとする。

項 目	内 容	
納品機器	① BN150RAG5	5 台
売 主	② C1300-8P-E-2G	1 1 台
	③ C1300-16P-2G	3 1 台
	④ C1300-24P-4G	2 4 台
	⑤ CW9166I-Q	2 4 台
	商号又は名称	株式会社鳥取県情報センター
住所	鳥取県鳥取市寺町 50 番地	
代表者氏名	代表取締役社長 吉村 文宏	
担当者氏名	二村 壮哉	
連絡先	0857-27-5081	
売主からの調達金額	金 28,944,200 円（消費税及び地方消費税除く） [内訳] 共通費用 3,416,500 円 機器費用 23,987,700 円 構築費用 1,540,000 円	

3 納品場所

(1) 国府町総合支所及び同出先拠点

No.	拠点	住所	型番	台数
1	国府町総合支所	国府町宮下 1 2 2 1	BN150RAG5 C1300-24P-4G C1300-16P-2G CW9166I-Q	1 台 8 台 4 台 4 台
2	国府中学校	国府町町屋 7 2 0	C1300-8P-E-2G	1 台
3	宮ノ下小学校	国府町宮下 2 6	C1300-8P-E-2G	1 台
4	国府東小学校	国府町谷 3	C1300-8P-E-2G	1 台
5	国府町コミュニティセンター	国府町庁 3 8 0	C1300-8P-E-2G	1 台
6	国府人権福祉センター	国府町麻生 3 7 3 - 3	C1300-8P-E-2G	1 台

(2) 河原町総合支所

No.	拠点	住所	型番	台数
1	河原町総合支所	河原町渡一木 2 7 7	BN150RAG5 C1300-24P-4G C1300-16P-2G CW9166I-Q	1 台 4 台 11 台 5 台

(3) 用瀬町総合支所及び同出先拠点

No.	拠点	住所	型番	台数
1	用瀬町総合支所	用瀬町用瀬 8 3 2	BN150RAG5 C1300-24P-4G C1300-16P-2G CW9166I-Q	1 台 6 台 7 台 4 台
2	用瀬小学校	用瀬町用瀬 7 5 - 1	C1300-16P-2G	1 台
3	千代南中学校	用瀬町別府 6 5	C1300-16P-2G	1 台
4	用瀬町町民会館	用瀬町別府 3 4 - 7	C1300-8P-E-2G	1 台
5	総合福祉センター	用瀬町別府 9 6 - 2	C1300-8P-E-2G	1 台

(4) 福部町総合支所及び同出先拠点

No.	拠点	住所	型番	台数
1	福部町総合支所	福部町細川 6 6 8	BN150RAG5 C1300-24P-4G C1300-16P-2G CW9166I-Q	1 台 4 台 6 台 5 台

2	未来学園小中学校	福部町高江188	C1300-8P-E-2G	1台
---	----------	----------	---------------	----

(5) 佐治町総合支所及び同出先拠点

No.	拠点	住所	型番	台数
1	佐治町総合支所	佐治町加瀬木2519 -3	C1300-24P-4G	2台
			C1300-16P-2G	1台
			BN150RAG5	1台
			CW9166I-Q	6台
2	コミュニティセンター	佐治町加瀬木2542-1	C1300-8P-E-2G	1台
3	佐治小学校	佐治町福園41	C1300-8P-E-2G	1台
4	人権福祉センター	佐治町古市71-3	C1300-8P-E-2G	1台

4 契約期間

契約期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

5 入札金額

月額とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

6 契約の締結

- (1) 契約は、売主・賃貸人・鳥取市の三者で締結するものとし、鳥取市は当該契約に基づく費用を賃貸人に支払うものとする。
- (2) 長期継続契約に基づく賃貸借とする。
- (3) 当該契約期間中であっても、翌年度以降においては、当該契約に係る歳入歳出予算が減額又は削除された場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
- (4) 賃貸料の支払いは、別添支払計画書の定めるところにより行うこととする。
- (5) 契約に基づく作業及び作業主体は別表のとおりとする。
- (6) 契約期間満了後は、対象物品を鳥取市へ無償譲渡するものとする。

7 その他

- (1) 契約に基づく業務中に発生した廃棄物は、すべて売主が回収し、責任をもって適正に処理すること。
- (2) 契約に基づく業務中に施設等を汚損した場合は、速やかに原状回復を行うこと。その際発生する費用については売主の負担とする。
- (3) 動産総合保険は、賃貸人の負担とする。
- (4) 固定資産税の納付は免除となる。
- (5) 賃貸人は、当該契約に基づく物品の調達代金について、これを令和8年3月31日までに売主に支払うものとする。
- (6) 納品遅延等は、鳥取市と売主の対応とする。また、納品遅延等により賃貸借開始日が変更となった場合においても賃貸借期間は、変更後の賃貸借開始日から60月とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて、売主・賃貸人・鳥取市で協議を行い定めるものとする。

別表

作業名	内 容	作業主体
機器の調達	本仕様に即した機器を仕入れる。	売主
	調達機器を購入する。	賃貸人
納品計画の確認	事前に納品機器の設定情報や納品場所、スケジュール等について確認する。	鳥取市、売主
機器の設定	本仕様に即した設定を行う。	売主
設定内容の確認	機器の動作確認、通信確認試験を行う。	鳥取市、売主
機器の納品	設定を施した機器を指定された場所に納品する。	売主
	次の事項を示した作業報告書を作成する。 ア) 作業内容 イ) 写真 ウ) ネットワーク設計及び機器設定書 エ) 保守体制図	売主
	納品に際して発生した廃棄物を回収・適正に処理する。	売主
	施設等を汚損した場合は、速やかに原状回復を行う。	売主
機器の検査	指定場所への機器の納品を確認する。 (売主からの報告によるものでも可)	鳥取市、賃貸人
機器の引渡し	納品機器の引渡し（リース開始）を行う。	賃貸人
対価の支払い	賃貸人に本契約の対価を支払う。（支払計画に基づく）	鳥取市
機器の保守	メーカー保証や他契約等により、機器故障時の交換等対応を行う。	鳥取市、売主

上記に示していない詳細な作業については、必要に応じて別途協議し定める。

令和7年度総合支所イントラネットワーク通信機器更新業務調達仕様書

総合支所（以下「支所」という。）イントラネットワーク通信機器更新業務は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	委託契約
2	履行期間	契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで
3	施行場所	<p>① 鳥取市国府町総合支所 管内 ② 鳥取市河原町総合支所 管内 ③ 鳥取市用瀬町総合支所 管内 ④ 鳥取市福部町総合支所 管内 ⑤ 鳥取市佐治町総合支所 管内</p>
4	業務内容	以下のとおり
5	関係法規	業務の履行にあたっては、鳥取市契約規則及びその他関係法令を順守すること。
6	支払方法	本業務に係る費用の支払いは、業務完了後、後日一括払いとする。
7	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
8	連絡先	鳥取市企画推進部 デジタル戦略課 担当 淡野 電話0857-30-8027

1. 業務内容

- (1) 国府町総合支所管内、河原町総合支所管内、用瀬町総合支所管内、福部町総合支所管内、佐治町総合支所管内で利用中の一部の通信機器が、保守対応期限満了となるため、機器更新を行う。
- (2) 上記(1)に必要な情報通信ネットワークを設計する。
- (3) 上記(2)により通信機器の新規設定を行う。また必要に応じて既存機器の設定変更を行う。
- (4) 上記(1)～(3)の作業完了後、ネットワークの疎通確認を行う。
- (5) 上記(1)～(4)の作業により不要となった通信機器等を撤去の際、データ消去を実施する。なお当該通信機器に鳥取市情報セキュリティ対策基準における機密性2以上の情報資産が含まれる場合、当該データ削除作業に鳥取市職員が立ち会いを行うものとする。

2. 作業場所

(1) 国府町総合支所管内の作業場所は下表に示すとおり。

No.	拠点	住所
1	国府町総合支所	国府町宮下 1221
2	国府中学校	国府町町屋 720
3	宮ノ下小学校	国府町宮下 26
4	国府東小学校	国府町谷 3
5	国府町コミュニティセンター	国府町庁 380
6	国府町人権福祉センター	国府町麻生 373-3

(2) 河原町総合支所管内

No.	拠点	住所
1	河原町総合支所	河原町渡一木 277

(3) 用瀬町総合支所管内

No.	拠点	住所
1	用瀬町総合支所	用瀬町用瀬 832
2	用瀬小学校	用瀬町用瀬 75-1
3	千代南中学校	用瀬町別府 65
4	用瀬町民会館	用瀬町別府 34-7
5	総合福祉センター	用瀬町別府 96-2

(4) 福部町総合支所管内

No.	拠点	住所
1	福部町総合支所	福部町細川 668
2	未来学園小中学校	福部町高江 188

(5) 佐治町総合支所管内

No.	拠点	住所
1	佐治町総合支所	佐治町加瀬木 2519-3
2	コミュニティセンター	佐治町加瀬木 2542-1
3	佐治小学校	佐治町福園 41
4	人権福祉センター	佐治町吉市 71-3

3. 導入対象通信機器等

(1) 国府町総合支所管内

導入対象通信機器の明細は下表に示すとおり。

拠点名	機能名称	更新機器	数量
国府町総合支所	基幹L2スイッチ	C1300-24P-4G	1
	鳥取市接続個別スイッチ	C1300-24P-4G	1
	無停電電源装置	BN150RAG5	1
	フロアスイッチ	C1300-24P-4G	4
	認証スイッチ	C1300-24P-4G	2
	認証スイッチ	C1300-16P-2G	4
	無線LANアクセスポイント	CW9166I-Q	4
国府中学校	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
宮ノ下小学校	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
国府東小学校	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
国府町コミュニティセンター	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
国府人権福祉センター	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1

(2) 河原町総合支所管内

導入対象通信機器の明細は下表に示すとおり。

拠点名	機能名称	更新機器	数量
河原町総合支所	鳥取市接続個別スイッチ	C1300-24P-4G	1
	拠点接続L2スイッチ	C1300-24T-4G	1
	無停電電源装置	BN150RAG5	1
	フロアスイッチ	C1300-24P-4G	2
	認証スイッチ	C1300-16P-2G	1
	無線LANアクセスポイント	CW9166I-Q	5

(3) 用瀬町総合支所管内

導入対象通信機器の明細は下表に示すとおり。

拠点名	機能名称	更新機器	数量
用瀬町総合支所	基幹L2スイッチ	C1300-24P-4G	1
	鳥取市接続個別スイッチ	C1300-24P-4G	1
	無停電電源装置	BN150RAG5	1
	フロアスイッチ	C1300-24P-4G	3
	フロアスイッチ	C1300-16P-2G	1
	認証スイッチ	C1300-24P-4G	1
	認証スイッチ	C1300-16P-2G	6
	無線LANアクセスポイント	CW9166I-Q	4
用瀬小学校	支所接続スイッチ	C1300-16P-2G	1
千代南中学校	支所接続スイッチ	C1300-16P-2G	1
用瀬町町民会館	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
総合福祉センター	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1

(4) 福部町総合支所管内

導入対象通信機器の明細は下表に示すとおり。

拠点名	機能名称	更新機器	数量
福部町総合支所	基幹L2スイッチ	C1300-24P-4G	2
	拠点接続スイッチ	C1300-24T-4G	1
	無停電電源装置	BN150RAG5	1
	フロアスイッチ	C1300-24P-4G	1
	認証スイッチ	C1300-16P-2G	5
	コミュニティセンター L2スイッチ	C1300-16P-2G	1
	無線LANアクセスポイント	CW9166I-Q	5
未来学園小中学校	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1

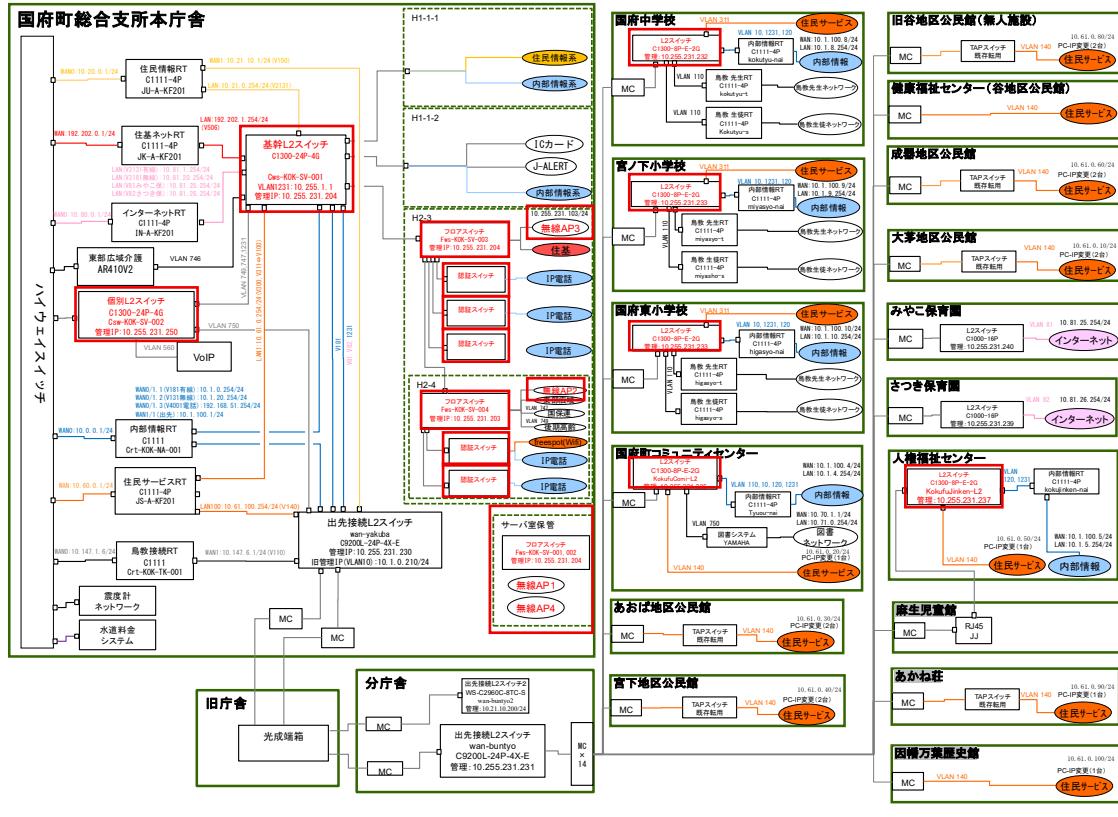
(5) 佐治町総合支所管内

導入対象通信機器の明細は下表に示すとおり。

拠 点 名	機 能 名 称	更 新 機 器	数 量
佐治町総合支所	内部情報 L 2スイッチ(基幹)	C1300-24P-4G	1
	個別 L 2スイッチ	C1300-16P-2G	1
	出先集約電算室 L 2スイッチ	C1300-24T-4G	1
	無停電電源装置	BN150RAG5	1
	無線 LAN アクセスポイント	CW9166I-Q	6
コミュニティセンター	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
佐治小学校	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1
人権福祉センター	支所接続スイッチ	C1300-8P-E-2G	1

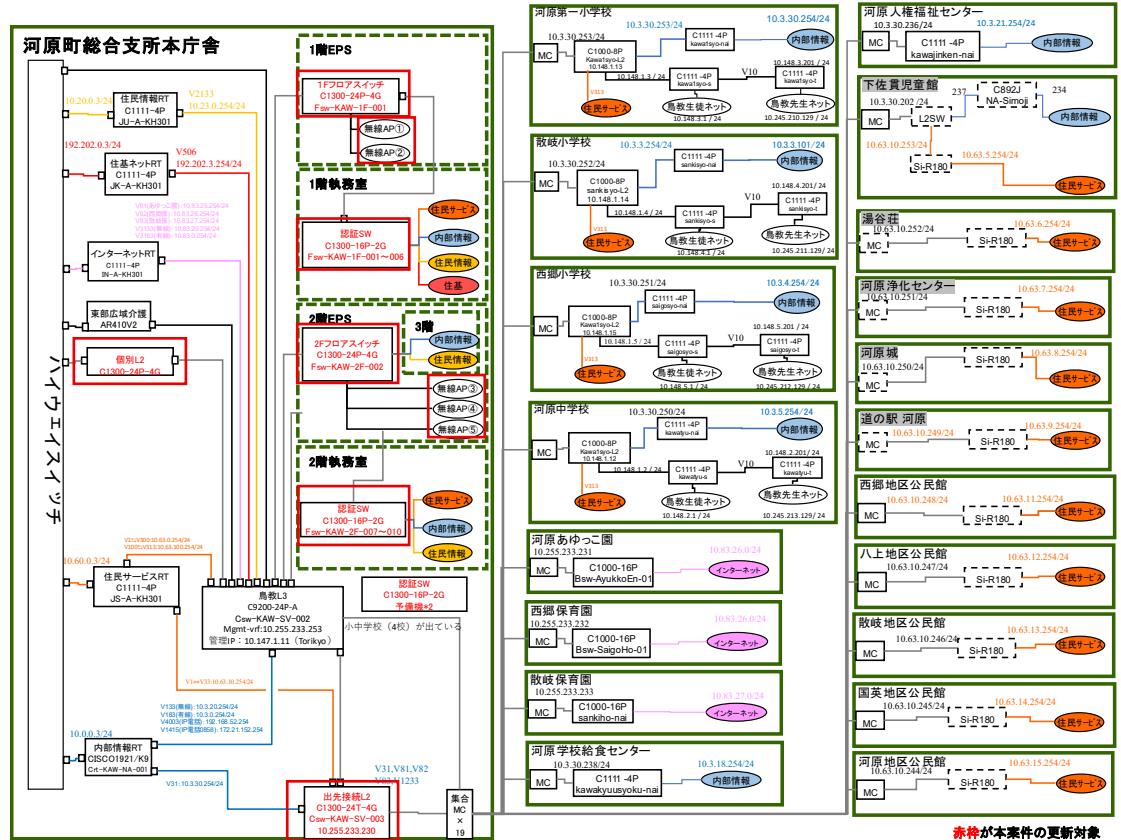
4. ネットワーク構成図

(1) 国府町総合支所管内

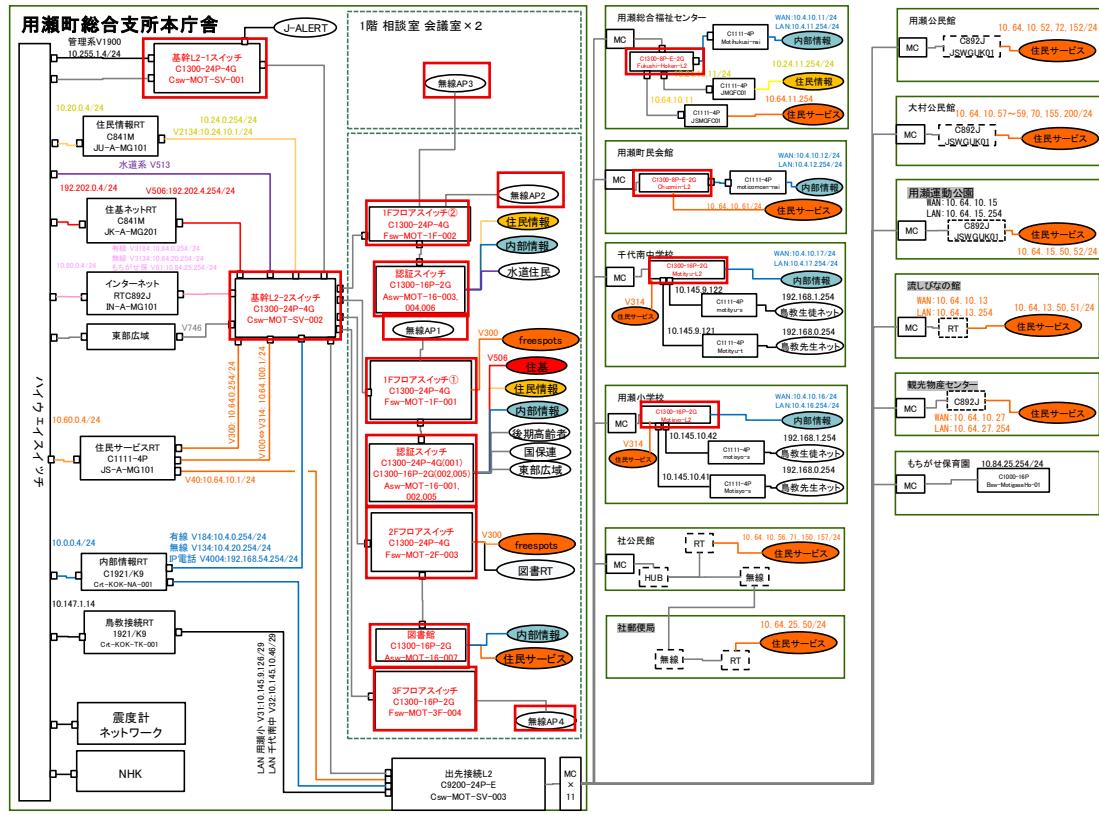


赤枠が本案件の更新対象

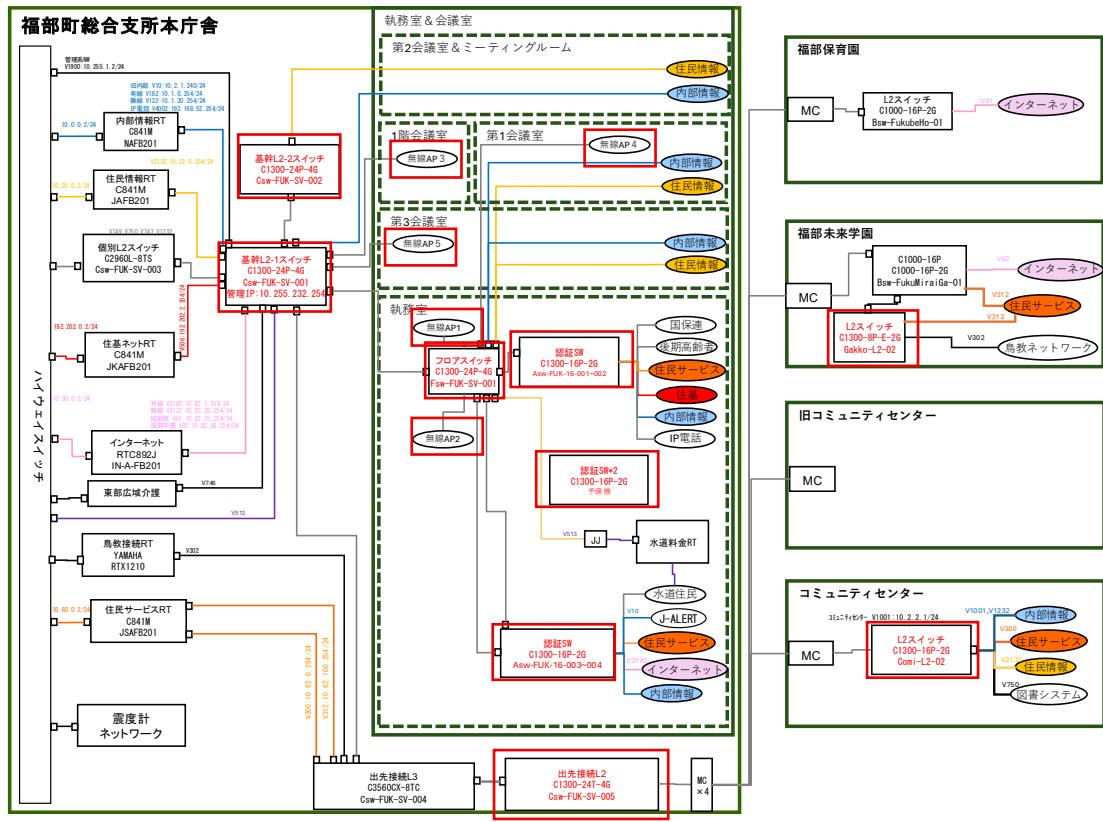
(2) 河原町総合支所管内



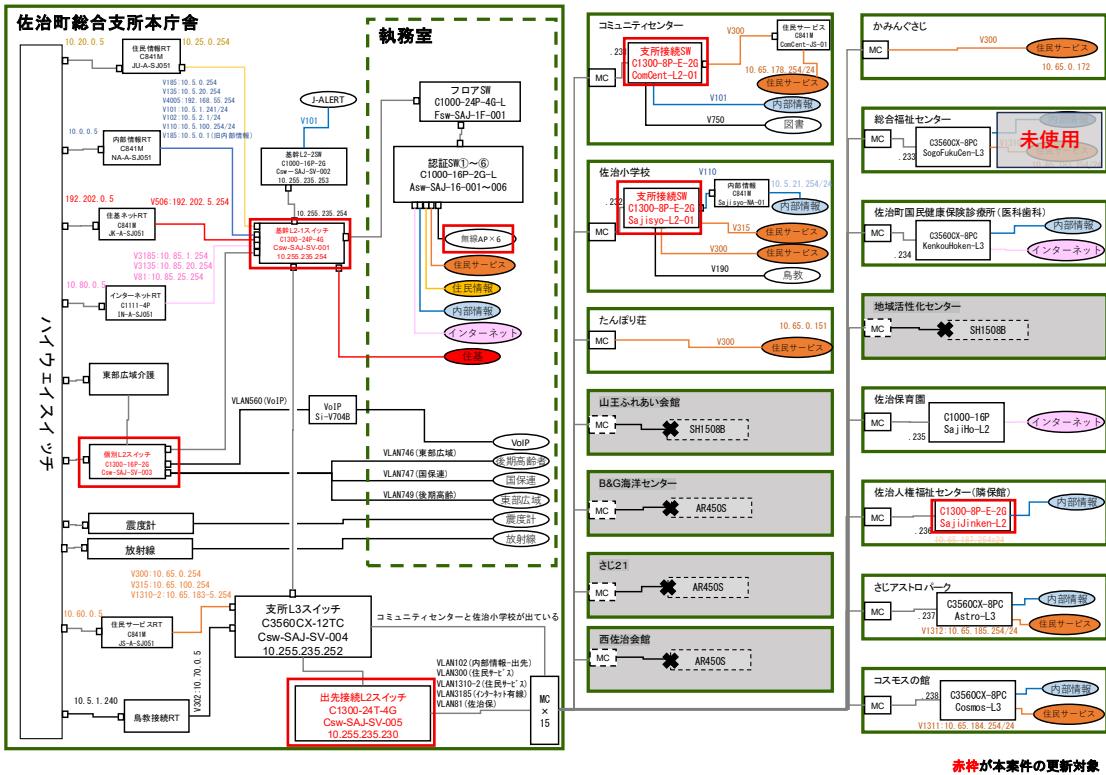
(3) 用瀬町総合支所管内



(4) 福部町総合支所管内



(5) 佐治町総合支所管内



5. 各通信機器等を接続する LAN ケーブルについて

- (1) カテゴリ 5e 以上を使用すること。
- (2) 各 LAN ケーブルは以下の色を使用し、系統等をわかりやすくすること。ただし認証を導入した拠点では下記に準拠しなくともよい。
 - 【指定】 L G W A N 系 : 水色
 - 【指定】 住民情報系 : 黄色
 - 【指定】 インターネット系 : ピンク色
 - 【指定】 住民サービス系 : オレンジ色
 - 【指定】 住基ネット系 : 赤色
 - 【指定なし】 個別システムなど : グレーなど
- (3) 各 LAN ケーブルには、必ずマーカタイまたはマーカーバンドを装着し、接続元及び接続先が分かるように表示すること。
- (4) 必要に応じて、ケーブルホルダ・ケーブル固定クリップ等による固定やケーブルタイなどにより結束し、サーバラック内等を整頓すること。
- (5) 上記 (1) ~ (4) に必要な部材等は受注者が調達すること。

6. 各通信機器等を接続する LAN ケーブルについて

- (1) 作業はすべて受注者の責任施工とし損傷保証は以下の通りとする。
 - ア 施工にあたり施設の損傷、作業敷地外の土地踏み荒らし、道路の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は受注者の負担とする。
 - イ 材料の運搬、その他の施工にあたり、施設などに損傷を与えた箇所は、発注者の指示に従い速やかに原形に修復すること。
 - ウ 作業において、施設の削り取り、孔あけ等を行う場合は、発注者の指示に従い最小限度に加工し、体裁良く修復すること。
- (2) 作業完了報告書の際は、完成図書（設計書）も併せて納品すること。

支払計画書

区分		支 払 金 額(円)		支払期限	備 考
		賃 借 料 (消費税及び地方消費税を含む)	消費税及び地方消費税の額		
令和7年度	第1期 (3月分)			4月末日	
	年度合計				
令和8年度	第2期 (4月～6月分)			7月末日	
	第3期 (7月～9月分)			10月末日	
	第4期 (10月～12月分)			1月末日	
	第5期 (1月～3月分)			4月末日	
	年度合計				
令和9年度	第6期 (4月～6月分)			7月末日	
	第7期 (7月～9月分)			10月末日	
	第8期 (10月～12月分)			1月末日	
	第9期 (1月～3月分)			4月末日	
	年度合計				
令和10年度	第10期 (4月～6月分)			7月末日	
	第11期 (7月～9月分)			10月末日	
	第12期 (10月～12月分)			1月末日	
	第13期 (1月～3月分)			4月末日	
	年度合計				
令和11年度	第14期 (4月～6月分)			7月末日	
	第15期 (7月～9月分)			10月末日	
	第16期 (10月～12月分)			1月末日	
	第17期 (1月～3月分)			4月末日	
	年度合計				
令和12年度	第18期 (4月～6月分)			7月末日	
	第19期 (7月～9月分)			10月末日	
	第20期 (10月～12月分)			1月末日	
	第21期 (1月～2月分)			3月末日	
	年度合計				
総合計					